

平成23年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

健康福祉部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」( 1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」( 2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
医務薬務課	後発医薬品安心使用促進事業委託	被保険者に対する後発医薬品に切り替えた際の差額通知等に関する業務	平成23年11月1日	滋賀県後期高齢者医療広域連合	11,401,000	当該事業は、医療機関を受診した患者に差額通知を行うことにより後発医薬品の使用促進の向上を図ることを目的としており、差額通知の発出や軽減効果の測定ができるのは、レセプトデータ(患者に処方された医薬品等の個人情報)を管理する保険者だけである。また、後期高齢者医療広域連合は、差額通知の対象となる長期慢性疾患を有する被保険者の割合が他の保険者よりも高いことから、差額通知による軽減効果を最も効率よく得ることができ、県内全域を対象としている保険者は他にはないため。	2号	3イ